

事前登録制 本人通知制度

～事前登録制本人通知制度とは～

☆代理人や第三者から住民票の写しや戸籍謄本等の請求があった際に、交付の事実を事前に登録した本人に通知する制度です。この制度は、不正請求の早期発見や、不正請求の抑止につながることが期待されます。

※なお、代理人や第三者に住民票の写し等の交付を拒否したり、交付の可否についてお問い合わせする制度ではありません。

◎登録手続き

①登録場所 住所地または本籍地の区役所市民課

②登録費用 無料

③登録に必要なもの

○登録申請書（区役所市民課にあります。）

○本人確認書類（マイナンバーカードまたは運転免許証等）

※任意代理人に申請を委任する場合は、上記のほかに委任状（ご家族であっても必要です）と任意代理人の本人確認書類が必要です。

※未成年の子の申請を親権者が行う場合は、親権者がわかる戸籍謄本（堺市に本籍がある方は不要）が必要です。

☆堺市に住民登録をされていない方や、入院等で区役所に来庁できない方は郵送での申請ができます。

○送付先…堺市での最終住所地を管轄する区役所市民課、
または本籍地の区役所市民課

○必要なもの

- ・登録申請書（ホームページからダウンロードできます）
- ・本人確認書類（マイナンバーカードまたは運転免許証等のコピー）
- ・返信用封筒に110円切手を貼ったもの
(登録完了のお知らせをするためです。)
- ・入院等で区役所に来庁できない方は診断書等

☆マイナンバーカード（署名用電子証明書搭載のもの）をお持ちの方は、堺市電子申請システムから申請することができます。

詳しくは、堺市ホームページから「本人通知制度」で検索してください。
(<https://www.city.sakai.lg.jp/>)



暮らし・手続き 子育て・教育 健康・福祉 観光・歴史・文化 産業・ビジネス 市政情報



◎お問い合わせ先

堺区役所市民課 住民登録係 電話 228-6934／戸籍係 電話 228-7419

中区役所市民課 電話 270-8183 南区役所市民課 電話 290-1802

東区役所市民課 電話 287-8102 北区役所市民課 電話 258-6713

西区役所市民課 電話 275-1903 美原区役所市民課 電話 363-9313